

株式会社ブランジスタ
定 款

(2021年12月14日 改正)

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社は、株式会社ブランジスタと称し、英文ではBrangista Inc. と称する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. コンピュータによる情報処理および情報提供事業
2. 付加価値通信網設備の販売、賃貸、設置およびメンテナンス
3. ウェブサイトの会員を対象とした情報提供サービスの仲介、斡旋
4. インターネットのホームページ作成、運営
5. インターネットを利用する情報システムおよび通信ネットワークの企画、設計、運用
6. コンピュータ、ネットワークシステムの企画、開発、プログラミング、製造、販売および賃貸
7. コンピュータおよびその周辺機器・関連機器ならびにソフトウェアに関する開発、製造、販売、輸出入、仲介および設備投資、保守および修理、運用および要員派遣、計算受託業務、リースおよびレンタル
8. インターネット上のショッピングモールの開設ならびに通信販売業務、通信販売の仲介
9. 電子商取引におけるシステム開発および販売、企画、物流管理、情報管理に関する業務
10. インターネットによるオークションシステムの企画立案、制作、提供、販売及び仲介
11. 電話受信、発信事務代行業務
12. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務
13. 新聞、出版物、ネットワークシステム等を利用した広告業
14. 各種市場調査およびその企画、広告宣伝の媒体の販売、広告および電子広告の企画、広告代理店業
15. 携帯情報端末向けソフトウェアの企画および製作
16. 販売促進支援サービスに関する申込受付、顧客管理等の代行業務
17. 各種イベント、講習会等の企画、制作および運営
18. 書籍・雑誌その他印刷物および電子出版物の企画、製作および販売
19. 通信システムによる情報・画像・映像・楽曲の収集、配信、処理および販売ならびにそれに係る機器および装置類の販売
20. 知的財産（著作権、著作隣接権、ノウハウ、商品化権、著作権等を含む）の取得、実施、使用、利用許諾、維持、管理、売却及び賃貸並びにこれらの仲介、代理
21. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したものの）の企画、開発および著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡ならびにこれらの仲介、代理
22. タレント・モデル・アーティスト・スポーツ選手・その他著名人およびインストラク

- ターのマネージメントおよび肖像、署名、愛称等を物品、商品、サービス等に使用し、使用せしめる権利の管理ならびに販売等
- 23. セールスプロモーションの企画、立案、制作ならびに申込受付代行業務
 - 24. 音楽、映画、演劇、演芸、講演の企画、制作ならびにその請負又は委託とその興行
 - 25. 絵画、彫刻、工芸品、舞台衣装等のマネージメント
 - 26. 古物売買業
 - 27. 集金代行業ならびに電子決済システムの管理、運営
 - 28. 前払式証券の規制等に関する法律の前払式証券の発行および販売業
 - 29. 旅行業
 - 30. 映像、ゲーム、音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、卸及び販売
 - 31. 営業代行業務
 - 32. 前各号に関するコンサルティングおよび経営コンサルティング業ならびに販売促進支援サービス、情報提供サービス
 - 33. 前各号に附帯関連する一切の事業
- ② 当社は、前項各号及びこれに付随又は関連する一切の事業を営むことができる。

第3条 (本店の所在地)
当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条 (機関)
当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

第5条 (公告の方法)
当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)
当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

第7条 (自己の株式の取得)
当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)
当社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)
当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に

掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料は、法令または定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

第12条 (基準日)

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

第13条 (招集時期及び招集地)

当社の定時株主総会は毎年12月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

2. 株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

第14条 (招集者および議長)

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故のあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第15条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合において、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第19条 (員数)

当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、15名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。

第20条 (選任)

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 (任期)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条 (取締役会の権限)

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか業務執行に関する重要な事項を決定する。

第24条 (取締役会の招集権者および招集手続き)

取締役会は、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。
2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。
3. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
4. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

第25条 (取締役会の議長)

取締役会において、取締役社長が議長となる。
2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

第26条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条 (取締役会の決議の省略)

取締役会の決議事項についての取締役の提案に対し、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第28条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条 (取締役会議事録)

取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

第30条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）に関する事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分して株主総会の決議によって定める。

第31条 (取締役の責任免除)

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の

会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第32条 （重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

第33条 （監査等委員会）

監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。

3. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第34条 （会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第35条 （会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第36条 （会計監査人の責任限定）

当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

第37条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

第38条 (期末配当)

当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当」という。)を支払う。

第39条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する剰余金の配当(以下「中間配当」という。)をすることができる。

第40条 (配当の除斥期間)

期末配当および中間配当が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)

2021年12月14日開催の第21期定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であったものを含む。)の責任免除について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として取締役会の決議によって免除することができる。

2. 2021年12月14日開催の第21期定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。

(招集地に関する経過措置)

第13条の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。